

事 務 連 絡

令和 5 年 6 月 2 0 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
理事長

バスにおけるシートベルトの着用の徹底について

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼の通知がありました。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減し、車外放出の危険性を低くする等、乗客の安全確保の観点から大変重要です。

本年 1 月に一部改正された「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」においても、シートベルト着用の必要性等について明記されております。

下記のとおりシートベルト着用の徹底を促すため、傘下会員事業者に対し改めて周知をお願いします。

記

1. シートベルトが備えられているバスでは、乗客の安全のため、次に掲げる事項について、改めて実施を徹底すること。
 - (1) 高速道路における乗客のシートベルト着用は法令で義務付けられていることから、乗客の安全を確保するため、「お客さまの安全のために、シートベルトの着用をお願いします」等の声かけや車内放送等により、乗客に対しシートベルト着用を促すこと。
 - (2) 一般道路においても、乗客の安全を確保するため、乗客に対しシートベルト着用を促すこと。
 - (3) 貸切バスにおいては、乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。
 - (4) シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客がシートベルトを常時着用できる状態にしておくこと。
2. 乗客にシートベルトを着用させることの必要性等について、乗務員に対し、改めて指導を徹底すること。

以上

担 当：技術安全部 田中、横山

(TEL) 03-3216-4015